

国海安第 40 号の 2
平成 16 年 7 月 1 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
石田 育男

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書
検査心得の一部改正について

標記については、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 7 条の 2 に基づき、総トン数 150 トン以上のタンカー及びタンカー以外の船舶で総トン数 400 トン以上のものであって、内航非自航船又は係船中の船舶以外のものに、油濁防止緊急措置手引書(以下「手引書」という。)を作成し、これを船舶内に備え置き、又は掲示しておくことが義務づけられています。当該手引書の内容は、国際海事機関で採択された油濁防止緊急措置手引書作成のためのガイドラインに基づき定めているところでありますが、今般 MEPC.86(44)による当該ガイドラインの改正に伴い、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書検査心得の一部を別添のとおり改正し、平成 16 年 7 月 1 日より適用することと致しましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい願います。

改 正 案	現 行
<p>海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令 第 8 章 油濁防止緊急措置手引書 (油濁防止緊急措置手引書を作成すべき船舶)</p> <p>34.0(a) (略) (b) (略) (c) (略) (d) (略)</p> <p>35.1(a) (略) (b) (略) (c) (略) (d) (略) (e) (略) (f) (略) (g) (略) (h)(1) (略) (2) 事故に起因する排出(座礁、火災・爆発、衝突、船体損傷、<u>極度の傾斜等による排出、難破 / 水没 / 沈没 / 可燃性または毒性蒸気の放出</u>)にあつては、人命の安全確保、船体の応力及び復原性の配慮、船体の安全確保、ガスフリー及びガス検知、損傷箇所の確認、開口部の閉鎖、初期消火活動、油の移送又は瀬どり、油防除作業等の措置</p> <p>(i) (略) (j) 手引書の様式については、附属書〔13〕によること。</p> <p>35.2(a) (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附属書〔13〕 油濁防止緊急措置手引書の標準様式</p>	<p>海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令 第 8 章 油濁防止緊急措置手引書 (油濁防止緊急措置手引書を作成すべき船舶)</p> <p>34.0(a) (b) (略) (c) (略) (d) (略)</p> <p>35.1(a) (略) (b) (略) (c) (略) (d) (略) (e) (略) (f) (略) (g) (略) (h)(1) (略) (2) 事故に起因する排出(座礁、火災・爆発、衝突、船体損傷、極度の傾斜等による排出)にあつては、人命の安全確保、船体の応力及び復原性の配慮、船体の安全確保、ガスフリー及びガス検知、損傷箇所の確認、開口部の閉鎖、初期消火活動、油の移送又は瀬どり、油防除作業等の措置</p> <p>(i) (略) (j) 手引書の様式については、附属書〔11〕によること。</p> <p>35.2(a) (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附属書〔13〕 油濁防止緊急措置手引書の標準様式</p>

(別添に差し替え)

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則

第2章 検査

第1節 (略)

第2節 (略)

第3節 (略)

第4節 検査の執行

14.1 (略)

14.2 (略)

14.3 (略)

14.4 (略)

14.5 (略)

14.6 (略)

14.7 (略)

(臨時検査)

15.2(a) 本項の直ちにとるべき措置に関する事項の変更とは、海洋汚染防止緊急措置手引書等の標準様式中「第1章 総則」、「第2章 通報手続」、「第3章 排出の制御」及び「第4章 国との調整」に係る変更をいう。

また、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更とは、当該「第3章 排出の制御」のうち「表2 油防除部署配置表」に係る変更をいう。

15.3(a) (略)

(b) 本項第3号の「海洋汚染防止緊急措置手引書等の全部又は一部の取替え又は取り外し」は、本項第1号に規定されているとおり「第1章 総則」、「第2章 通報手段」、「第3章 排出の制御」及び「第4章 国との調整」に限定される。ただし、第3章のうち「表2 油防除部署配置表」に係る取替え又は取り

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書検査規則

第2章 検査

第1節 (略)

第2節 (略)

第3節 (略)

第4節 検査の執行

14.1 (略)

14.2 (略)

14.3 (略)

14.4 (略)

14.5 (略)

14.6 (略)

14.7 (略)

(臨時検査)

15.2(a) 本項の直ちにとるべき措置に関する事項の変更とは、海洋汚染防止緊急措置手引書の標準様式中「第3章 排出の制御」に係る変更をいう。

また、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更とは、当該「第3章 排出の制御」のうち「表2 油防除部署配置表」に係る変更をいう。

15.3(a) (略)

(b) 本項第3号の「海洋汚染防止緊急措置手引書の全部又は一部の取替え又は取り外し」は、本項第1号に規定されているとおり「第3章 排出の制御」に限定される。ただし、第3章のうち「表2 油防除部署配置表」に係る取替え又は取り外しは、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微なものであり、臨時検査

外しは、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微なものであり、臨時検査事由に該当しない。また、第1号の変更についても、同様である。

なお、特に「第1章 総則」、「第2章 通報手続」、「第3章 排出の制御」及び「第4章 国との調整」について内容が全く同一である取替えが行われた場合であっても、検査制度の一貫性を図るために、当該部分が技術基準に適合していることを再度確認する必要があることから、臨時検査事由に係わらしめることとしたものである。

15.6(a) (略)

16.0(a) (略)

事由に該当しない。また、第1号の変更についても、同様である。

なお、特に「第3章 排出の制御」について内容が全く同一である取替えが行われた場合であっても、検査制度の一貫性を図るために、当該部分が技術基準に適合していることを再度確認する必要があることから、臨時検査事由に係わらしめることとしたものである。

15.6(a) (略)

16.0(a) (略)